

見 積 競 争 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 2 月 14 日

全国健康保険協会岐阜支部

支部長 豊田 正康

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度 債権回収催告業務委託

(2) 業務委託の内容

仕様書による

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会岐阜支部

(5) 見積競争方法

①見積金額は単価とし、調達物品の本体価格のほか、納入等に関する一切の諸経費を含めること。

②契約の決定に当たっては見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者、又はそれに準ずる内容を規約等で定めている者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中

でないこと。

- (7) 健康保険法に関する訴訟・法律相談等の実務実績を有していること。
- (8) 受託者の所在地は、全国健康保険協会岐阜支部の事務室から概ね 15km 圏内であること。
- (9) 弁護士法（昭和 24 年法律 205 号）第 8 条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者若しくは、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること。
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (11) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3. 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

全国健康保険協会岐阜支部 レセプトグループ 横山
電話番号 058-255-5158

4. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所

〒500-8667 岐阜県岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階
全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 近田
電話番号 058-255-5155（音声ガイダンス④）

(2) 見積書の提出期限

令和 7 年 3 月 6 日（木）17 時 00 分

持参または郵送とする。

封筒には「令和 7 年度 債権回収催告業務委託」と朱書きし、見積書のみを封入し、封筒の糊付部に代表者等の印で割印を押印する。

(3) 見積書とあわせて提出する書類

上記 2. (2) および (9) を証明する書類の写し

ただし (9) については、日本弁護士連合会 Web サイトの弁護士名簿検索で確認できる場合は不要とする。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は全額免除とする。
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書は無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

見積書を提出期限までに提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(6) 見積書の無効

競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 詳細は仕様書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。